

帳票レイアウト・諸元表に対する調査

調査項目 1. 事務局からのご確認事項

【回答要領】

下記の内容は、当事務局から帳票レイアウトに対する検討事項を議題として提示する内容となります。

各検討事項（A列～D列）の内容について、貴市の現行の帳票レイアウトを参照しながら、今後の標準的な帳票レイアウトとしてどのような形式が適切であるかご意見を頂戴したく考えております。

ご意見が有る場合は、意見の有無（F列）で「有（or反対）」を選択してください。特段の意見が無い場合には、「無（or賛成）」を選択してください。ご意見の内容は、F列にご記載ください。

ご意見が「無（or賛成）」の場合は、事務局の方針に合意する若しくは特段の意見を持ち合わせていないと考えます。

該当帳票		事務局からご提示する検討事項	
帳票No.	帳票名称	検討No	検討内容
2	更正決定通知書	1	<p>前段の「更正決定事由、法人税の修正・申告日、法人管理番号、法人番号、申告区分、事業年度、法人名、所在地」の項目構成順について少々見づらいかと感じています。法人情報→申告情報の順番に直した以下をご提案しますが、いかがでしょうか。</p> <p>参考に、シート「調査票1-帳票No.2・検討No.1（例）」を作成しておりますのでご参照ください。</p> <p>【事務局改訂案】 「法人管理番号・法人番号→法人名→所在地→申告区分・事業年度・法人税の修正・申告日→更正決定事由」</p> <p>この点について、違和感やより良い構成順序がございましたらご意見ください。特にない場合も、貴市の構成順序や項目の過不足がございましたらF列に記載いただきご教示ください。</p>
		2	<p>差引増減分を示す項目「この通知により納付すべき又は還付（△印）する税額」は右隣の金額が印字される太枠内に⑦を入れたものに修正します。</p> <p>ご意見がございましたらご教示ください。</p>
		3	<p>前提条件として、本帳票は、コスト面や業務効率から、A4汎用紙かつ片面印字として印刷される仕様となり、教示文まで含めて片面に含めています（APPLIC税TFより両面印刷の出力は不可との回答あり）。</p> <p>現在、WT内で必要とご意見を頂いた項目を網羅する形でレイアウトを構成しています。片面で全て出力していますが、項目数が多く、今後法改正等があった場合にメンテナンスが難しい状況が想定されます。</p> <p>これについて、視認性の観点から見直せる項目がある（控除額をまとめる等）か、あるいは文字を小さくしてでも必要な項目は列挙すべき、などご意見があればご提案ください。</p>
		4	<p>更正決定事由（詳細入力）の記入欄は桁数25で十分を確認させてください。</p> <p>（ただし、これも上部の構成を変更しないと桁数が増やせないと想定しております。）</p>
		5	<p>単位追加の必要性を確認したいと思います。</p> <p>区分内の税率なら「%」、均等割月数なら「月」を、それぞれ更正・決定前及び更正・決定後に追加しても問題ないでしょうか。</p>
4	減免決定通知書	1	<p>減免後均等割額（法人がもっとも知りたい情報）は、太枠にすることで見やすく改めたいと思います。賛否をご教示ください。</p>
7	みなす予定通知書	1	<p>帳票タイトル「法人●民税みなす予定通知書」はパッケージに実装例のある名称ですが、法人に十分に意図が伝わるかご意見を願います。</p> <p>また、例えば、補足説明として通知本文などに「予定申告書の提出期限までに申告書の提出がなかったことから、地方税第321条の8の～」など帳票が送付されてきた経緯を入れても良いと考えております。賛否をご教示ください。</p>
		2	<p>上記に加えて、「納付がまだの場合は、速やかに納付をお願いします。」や「納期限からの経過日数に応じた延滞金が発生します。」などの文言を入れることの可否について賛否若しくは御意見をください。</p>
36	申告勧奨通知	1	<p>帳票タイトル名称が分かりづらいと思われるため、下記のような改案とすべきと考えております。改案の是非及び改案する場合はどのような名称が望ましいかご意見をご記入ください。</p> <p>（名称変更例） 「法人●民税の申告書提出に係る催告書」 「法人●民税の申告書提出について（依頼）」 「法人●民税の申告書提出のお願い」</p>

1 2 3 - 4 5 6 7

●●●●●●●●●●市●●●●●●●●●●1丁目1番地

●●●●●ビル1F

株式会社 ●●●●●●●●●●様

No.2_更正決定通知書

(記号) 第 号

NN●年●月●日

カスタマーバーコード

●●●●●長 (職務代理者)

●●●●●

印

法人●●●●●●●●●● 税金更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。

法人管理番号	123456789012345	法人番号	1234567890123
法人名	株式会社 ●●●●●●●●●●		
所在地	●●●●●●●●●●市●●●●●●●●●●1丁目1番地 ●●●●●ビル1F		
申告区分	確定申告	法人税の修正・更正日	NN●年●月●日
事業年度	NN●年●月●日 から NN●年●月●日 まで		
更正決定事由	地方税法●●●●●条による更正 (例) 分割基準の修正による税額の変更		

区分	更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	1,122,964,000 円	1,133,964,000 円
分割基準		2,500
課税標準額		54,000 円
税率		/ 100
法人税割額		96,400 円
市町村民税の特定寄附金税額控除額		41,000 円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は控除対象所得税額等相当額の控除額		42,000 円
外国の法人税等の額の控除額		43,000 円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	244,000 円	244,000 円
差引法人税割額	111,326,400 円	112,326,400 円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	245,000 円	245,000 円
納付すべき法人税割額	① 111,081,400 円	② 112,081,400 円
均等割月数	12 / 12	12 / 12
納付すべき均等割額	③ 3,600,000 円	④ 3,600,000 円
合計税額(①+③)又は(②+④)	⑤ 114,681,400 円	⑥ 115,681,400 円
この通知により納付すべき又は還付 (△印) する税額 (⑥-⑤) (㊦)		⑦ 1,000,000 円
⑦の内訳	法人税割額(②-①)	1,000,000 円
	均等割額(④-③)	0 円

調査票1 (法人住民税) 帳票No. 2-検討No. 1 より
事務局改訂案として、項目の構成順序を改めています。
「法人管理番号・法人番号→法人名→所在地→申告区分・
事業年度・法人税の修正・申告日→更正決定事由」

指定納期限

NN●年●月●日

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に●●●●●長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に●●●●●を被告として(●●●●●長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】

●●●●●市役所 ●●●●●市民税課 課税係

〒XXX-XXXX

●●●●●市●●●●●1-1-1

TEL 111-1111 (内線1111)

